

平成24年度の保険料軽減措置についてお知らせします

後期高齢者医療の保険料は、県内の加入者全員に等しく納めていただく「均等割額」と、加入者本人の基礎控除後所得に応じて納めていただく「所得割額」がありますが、所得の低い世帯の方は、世帯主及び被保険者の所得に応じて、下記表のとおり軽減されます。

＜均等割額＞ 39,710円
 ＜所得割額＞ 基礎控除後の被保険者本人の総所得金額 × 8.07%

● 均等割額の軽減

世帯主及び被保険者の総所得金額が 下記基準を超えない世帯	軽減割合	軽減後 均等割額
基礎控除額 (330,000円)	8.5 割	5,956円
被保険者全員の年金収入80万円以下で、 その他各所得がない	9割	3,971円
基礎控除額 (330,000円) +245,000円 ×被保険者の数 (世帯主である被保険者を除く)	5割	19,855円
基礎控除額 (330,000円) +350,000円 ×被保険者の数	2割	31,768円

● 所得割額の軽減

被保険者本人の総所得金額等（基礎控除後）に応じて、所得割額が軽減されます。

被保険者本人の総所得金額等（基礎控除後）	軽減割合
58万円以下 (年金収入のみの場合は、153万円～211万円以下)	5割

● 職場の健康保険等の被扶養者であった方の軽減

後期高齢者医療に加入する前日に、職場の健康保険等の被扶養者であった方については、保険料が軽減されます。

該当する方の条件等	軽減割合	軽減後 均等割額
後期高齢者医療に加入する前日に、職場の健康保険等の被扶養者であった方	9割	3,971円

＜注意＞ ※国民健康保険（国保）と国民健康保険組合（国保組合）に加入されていた方は、軽減措置の対象になりません。

■問合せ先 秋田県後期高齢者医療広域連合業務課 ☎018-853-7155
 八峰町町民生活課 保険年金係 ☎76-4614

後期高齢者医療のお知らせ

後期高齢者医療(75歳以上・一部65歳以上)の被保険者証(保険証)が新しくなります

現在お使いいただいている後期高齢者医療の「保険証」が新しくなり、7月下旬に送付されます。申請手続きの必要はありません。

8月1日以降は、新しい保険証をお使いください。保険証は、被保険者の所得に応じて、自己負担割合が1割の方と3割の方に分かれます。

8月1日以降、保険証(旧)はハサミ等で切り、処分してください。

＜今までお使いの保険証(旧)＞

(有効期限)
平成24年7月31日まで
＜注意＞
8月1日以降は、使用できません

＜新しい保険証＞

(有効期限)
平成24年8月1日から
平成25年7月31日まで(1年間)
※7月下旬に、ご自宅へ送付されます

● 現在、限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの方へ

平成23年中の所得(平成24年度)で、世帯員全員が住民税非課税となる世帯の方は、入院時の食事代と1か月の医療費自己負担限度額が減額になる「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることができます。現在、交付を受けている方で、引き続き世帯員全員が住民税非課税となる世帯の方については、8月1日から有効となる「限度額適用・標準負担額減額認定証」を保険証と一緒に送付します。送付された方は、新しい証をご使用ください。

なお、平成23年中の所得(平成24年度)で、世帯員全員が住民税非課税の世帯であっても、以前に交付を受けていない方は交付されません。

交付を受けたい方は、役場 町民生活課で申請してください。

後期高齢者医療の保険料決定通知が7月中旬に届きます

平成23年中の所得(平成24年度)に応じて確定した、平成24年度の後期高齢者医療保険料決定通知書と納付書(普通徴収口座振替以外の方)を7月中旬に加入者の皆様にお送りします。

保険料は、特別徴収の方(年金からの徴収)・普通徴収の方(口座振替または納付書による徴収)・普通徴収と特別徴収の方(併徴)があります。納期内納付をお願いします。

納税組合による納付はありません。

未納保険料があると、保険証が短期被保険者証や被保険者資格証明書の審査対象になります。

特別徴収(年金からの徴収)となっている方は、口座振替に変更できます

後期高齢者医療保険料は、原則として年金から納めていただくことになっておりますが、申請により特別徴収(年金からの徴収)から口座振替に変更できます。詳しくは、役場 町民生活課でご相談ください。